

霧島市交通安全計画(案)

～交通事故のない社会を目指して～

(令和8年度～12年度)



霧島市交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、昭和 46 年度以降 11 次にわたる交通安全計画を作成し、それぞれの市町村、関係民間団体等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきた。

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置する人口・面積ともに県下第 2 の都市であり、海や山の風光明媚な場所も多く、観光地や多くの温泉地を有し、先進企業や大学などが所在する活気あふれるまちである。

また、空港や高速道路、鉄道といった交通の要衝でもあるため、人の行き来が多く、毎年交通事故により尊い命が失われている。

本市の過去 5 年間の交通事故（人身事故）発生状況を見ると、発生件数、死傷者数ともに一時的な増加は見られるものの全体として減少傾向である。

しかしながら、死亡事故については、過去 5 年間のうち 3 年間が 4 件と依然として懸念される状況にある。

今後も、急速な高齢化の進行や道路利用者の遵法精神・規範意識の希薄化等、交通環境は厳しさを増していく状況である。

また、鉄道の分野においても交通事故が発生した場合には、多数の死傷者を伴う重大な事故となるおそれが常にある。

このような状況から、交通事故の防止は、従来にも増して、国、県、市町村及び関係民間団体、さらには、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、引き続き、人命尊重の理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、本市においては、交通の状況や本市の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。